

8 地方交付税の額の算定特例 (第11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



※ 地方交付税のしくみ

地方交付税とは、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるよう地方公共団体の財源の過不足を調整するために、所得税や法人税などの一定割合を国にいったんプールしてから交付する地方固有の財源で、地方公共団体が自由に使える一般財源です。

本来、地方自治の観点から、地方公共団体の歳入は、その団体の税収で賄うべきですが、税源は地域によってばらつきがあり、多くの地方公共団体が、市町村民税などの自主財源だけでは行政サービスに必要な経費を確保できません。そこで、本来地方の税収とすべき財源を国が代わって徴収し、地方公共団体に再配分しているのです。

普通交付税額は、各地方公共団体の基準財政需要額（標準的な行政サービス経費）から基準財政収入額（市町村民税等の税収入額の75%）を差し引いて計算します。

「地方交付税で措置」というのは、基準財政需要額に必要な経費として算入することをいいます。

一般的に一人当たりの基準財政需要額は、地方公共団体の人口規模が大きくなるとスケールメリットにより低くなります。（言い換えると、人口規模が大きくなると効率的なサービスが実施できるので、少ない負担で済むことになります。）

9 地方債の特例等 (第11条の2)

- (1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額（後年度に地方交付税で措置）に算入する。
- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
- (2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

※ 地方債

地方公共団体が行う長期借入のことです。地方公共団体が長期の借入を行うことを「地方債の発行」といいますが、地方債の発行については、現在許可制度がとられています。

特別の政策目的をもって許可された地方債については、元利償還金の一部について、地方交付税の基準財政需要額に算入されることにより、地方公共団体の財政負担の軽減措置が講じられています。

主な合併推進のための財政措置

普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例 (合併算定替)

合併後10力年度は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さ

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 (合併補正)

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に対する措置。

諏訪地域の6市町村が合併した場合とは？

[諏訪地域合併調査研究報告書（平成14年1月）]

財政措置の試算

- ① 約736億円の事業を行なうことができます。
- ② そのうち95%の約700億円は、合併特例債を借り入れて行なうことができます。
- ③ このうち70%の約490億円は、地方交付税交付金として後年度国から戻ってきます。
- ④ したがって、新たな借入金として残る額は、210億円になります。

諏訪地域6市町村が合併した場合に受けられる財政措置試算

① 合併特例債（まちづくり建設事業、標準全体事業）	約696億円（10ヶ年合計）
② 合併特例債（基金造成、標準基金規模の上限）	約40億円（10ヶ年合計）
③ 普通交付税（直後の臨時経費）	約23億円（5ヶ年合計）
④ 特別交付税（新たなまちづくり）	約15億円（3ヶ年合計）
⑤ 合併市町村補助金	10.2億円（3ヶ年合計）
⑥ 合併特例交付金（県事業）	9億円（10ヶ年合計）
合 計	約793億円

※ 合併特例債に係る借入限度額及び交付税算入について

- ① まちづくりのための建設事業に対する措置

標準全体事業費	約696億円
（うち 借入限度額）	約661億円（標準全体事業費の95%）
（うち 普通交付税算入額）	約463億円（借入限度額の70%）
- ② 合併市町村振興のための基金造成に対する措置

標準基金規模の上限	約40億円（40億円を上限とする）
（うち 借入限度額）	約38億円（標準全体事業費の95%）
（うち 普通交付税算入額）	約26.6億円（借入限度額の70%）